農地転用には許可・届出が必要です。
詳しくは、農業委員会事務局へ！

農業ひろさき

2016年11月1日　(第129号)
(平成28年11月1日)

編集と発行
弘前市農業委員会
〒036－8551
弘前市大字上白銀町1－1
☎(0172)　40－7104

ひろさきりんご収穫祭開催

9月24、25日の2日間にわたり、りんご公園において「ひろさきりんご収穫祭」が開催されました。

収穫の無事を祈り、日本一のりんご生産量を誇る「りんごのまち弘前」を全国にＰＲするために、会場では「りんご王国の王さま戴冠式」をはじめ、保育園児による「よさこい演舞」や「りんご娘ライブ」などのほか、「りんご博士決定戦！」や「りんごかじり虫ゲーム」などがステージ上で行われました。



また、園内ではりんごまるごとイベントとして、「りんご丸しぼりジュース」「りんご棒パン」の製作体験や巨大アップルパイの実演販売、地元農家によるミニトラック市などが行われました。まつり2日間を通して天候に恵まれ、市内外からの観光客や多くの親子連れらでにぎわっていました。





保育園児による「よさこい演舞」





青柳小《りんご収穫・販売体験》

青柳小学校では、学校の敷地内に3本のりんごの木を育て、収穫や販売体験を行っています。

りんごの木は、子どもたちを見守るように3本並んで植えられ、その中の1本は、約20年前に植えられたものです。ほか2本は5年前に植えられた若い木で、品種はすべて「つがる」でした。りんごの栽培は、５年・６年生（15人）の児童が総合的な学習の時間「青柳の地域発見」の一環で「りんご学習」として行っています。この地域での特産物であるりんごについて学習することにより仕事への工夫、苦労や喜びを知り将来の職業について考えるものであり、地域学習やキャリア教育などに繋がっていくものと担当の先生が話していました。

作業は、せん定や薬剤散布、摘果などについては保護者が行っているものの、摘花、葉取り、収穫などは保護者の指導を受けながら児童が作業を体験しています。9月9日に、５年生と６年生が色づいたりんご「つがる」を収穫し、11日には収穫したりんごの販売体験を６年生が市内の百貨店で行い、子どもたちの「甘くておいしい青柳りんごはいかがですか」などの元気なかけ声と笑顔に、買い物客は足を止めていました。



収穫体験と販売体験の様子

農業・民俗芸能の継承を！

当市の基幹産業である農業の現状は、後継者不足や高齢化の進行などにより、農業労働力の低下などの課題を抱えています。また、今後の少子化がさらに拍車をかけるものと危惧されます。

先般、鳥井野獅子踊保存会の、弘前市無形民俗文化財指定30周年記念フォーラムが行われました。指定を受けて最も日が浅い団体ですが、一旦途絶えようとしているものを復活させて今日を迎えたことが、記念誌「鳥井野獅子踊りの歩みとこれから」に記されていました。

現在も、農業と同様に後継者不足に悩んでいると話され、伝統行事がなくなることは、地域の停滞にも繋がるのではと、関係者は心配をしていました。

復興の中心人物である大高勝造さんは、「田植えやりんごの枝切り、葉取り、収穫など機械化されたとはいえ、農業は人が生きるための糧をつくることに変わりはない。

仕事歌（民謡）や踊り（手踊り・盆踊り・獅子踊り）も農家の暮らしと一体化していた時代があった。経済的な豊かさとともに、村々をまわるねぷたや十五夜にかがり火を焚いての獅子踊り、村をあげてのお山参詣は、その地域の人々の生活を豊かに潤してくれるものだと思う」《絶やすな！伝統の灯を》と熱く語ってくれました。



弘前市青年交流会 婚活パーティー
～Dolce de Ti amo～ Part3
（ドルチェ で ティアモ）



盛りだくさんのスイーツを楽しみながら、ステキなひとときを過ごしませんか。

◆**日時**　12月10日（土）
午後6時30分～9時
◆**場所**　弘前パークホテル（土手町）
13階「ステラ」
◆**内容**　市内の洋菓子店から集めた盛りだくさんのスイーツを楽しみながらの交流パーティーです。
◆**対象**　おおむね25歳～50歳の独身男女
(男性は市内に居住する農業青年)
◆**定員**　男女各20名
◆**参加料**　男性：4,500円・女性：2,500円
◆**その他**　男性は、スーツまたはジャケット着用でお越しください。
＜参加女性には、りんごをプレゼントします＞
■**問い合わせ・申込先**
12月2日（金）までに弘前市青年交流会実行委員会事務局（市農業委員会事務局内）へ☎４０－７１０４
メールnougyou@city.hirosaki.lg.jp

黒星病の防除対策について

【積極的な落葉処理を実施しましょう】
被害落葉は翌年の伝染源となるので、土中に埋めるか、すき込むなど、適正に処理し、菌密度の低下を図ってください。積雪により実施できない場合は、春（消雪後できるだけ早く）に実施してください。
■**問い合わせ先**　りんご課生産振興係（市役所新館6階）
☎４０－７１０５

弘前市青年交流会《実行委員募集！》



弘前市青年交流会実行委員会は、農家の担い手として活躍する農業青年（弘前市に居住するおおむね20歳から45歳までの独身の農業者または農業後継者）で組織しており、現在22名の実行委員で活動をしています。
毎月の定例会では、自分達で運営している交流会が農作業を頑張っている農業青年達の素敵な出会いの場になるように期待しつつ様々な意見を出し合い、企画を練ったり、情報交換をしています。
交流会前には、商店街でのポスター・チラシ配布やラジオに出演するなど、参加呼びかけにも力を入れています。ご協力いただいた皆さまからも、たくさんのエールを受け、当日スタッフとして参加する実行委員も、控えめに交流会に参加する実行委員も、カップル誕生を望んでワクワクしながら準備を進めています。
また、実行委員は、奉仕の心をモットーに、遊休農地防止のための草刈作業や河川のごみ拾いに参加するなどボランティア活動にも積極的に取り組み、地域の方々との交流も大切にしています。
なお、実行委員会では、交流会を企画・運営する実行委員（男女問わず）を募集しています。農業青年のみなさん、一緒に交流会を盛り上げませんか。





定例会議（右）と、ボランティア活動（草刈作業）の様子

■**問い合わせ先**　弘前市青年交流会実行委員会事務局（市農業委員会事務局内）☎４０－７１０４

近年続く異常気象に備えて【りんご共済】29年産予約加入申込み受付中！

加入プラン	総合短縮方式	特定危険方式（被害限定補償）
補償期間	4月発芽期から11月収穫期までの災害に対応（冬期間の災害を除く）	
対象となる災害	自然災害（水害含む）、鳥獣害など	風害、ひょう害、凍霜害
対象となる被害割合	畑ならし計算型（すべての畑での減収量で計算）は3割以上、畑ごと計算型（畑ごとの減収量で計算）は4割以上の被害から共済金が支払われます。	畑ならし計算型は2割以上、畑ごと計算型は3割以上の被害から共済金が支払われます。
農家負担額（ふじの場合）	畑ならし計算型は1箱およそ100円 畑ごと計算型は1箱およそ90円	畑ならし計算型は1箱およそ51円～78円 畑ごと計算型は1箱およそ45円～67円
	※申込みは箱数単位。負担額は品種・加入方式等によって異なります。	
補償額（ふじの場合）	畑ならし計算型は最高でおよそ1箱2,660円 畑ごと計算型は最高でおよそ1箱2,280円	畑ならし計算型は最高でおよそ1箱3,040円 畑ごと計算型は最高でおよそ1箱2,660円
	※品種によって異なります。	

○弘前市による農家負担額（賦課金を除く）の一部（総合は30％、特定3点方式は20％、その他は10％）の助成を予定しています。
○国が掛金の半分をあらかじめ負担！○防風ネット・防霜ファンがあればさらに割引！
★加入を検討している方や内容を詳しく知りたい方は、下記までお問い合わせください。
■**申込締切**　平成29年3月24日（金）　■**問い合わせ先**　ひろさき広域農業共済組合果樹課　☎２８－５７００

農業者年金～お問い合わせは農業委員会事務局もしくはお近くの農協で！

しっかり積み立て、がっちりサポート　安心で豊かな老後を

第23回青森県農業簿記講座

農業経営の改善に非常に役立つ「複式簿記」の講座が開催されます。ふるってご参加ください。



◆開催場所及び日程

【黒石会場】黒石市産業会館
（黒石市市ノ町）☎０１７２－５３－２２６６

11月29日(火)	12月　2日(金)	12月　6日(火)
12月　9日(金)	12月12日(月)	

【五所川原会場】五所川原市民学習情報センター
（五所川原市一ツ谷）☎０１７３－３８－５１１５

11月30日(水)	12月　1日(木)	12月　6日(火)
12月　8日(木)	12月14日(水)	

【いずれの会場も受講時間は午前10時～午後3時30分】

◆主　催…青森県農業会議、青森県農業青色申告会連合会
◆対象者…複式簿記の習得を希望する認定農業者、認定志向農業者等で、５日間の全日程に参加できる方
◆受講料…3,000円（全日程、昼食が用意されます）
◆教材費…1,700円（農業経営簿記Ⅰ・Ⅱ、固定資産台帳）教材をお持ちの方は購入する必要はありません。当日ご持参ください。
◆その他…筆記用具、電卓をご持参ください。
■問い合わせ・申込先　11月18日（金）までに弘前市担い手育成総合支援協議会（農業政策課農業振興係 市役所新館４階）☎４０－７１０２

不動産取得税の徴収猶予制度について

（農地等の生前一括贈与による徴収猶予制度）

不動産取得税は、土地や家屋を、有償・無償の別、登記の有無にかかわらず、売買、贈与、交換、建築（新築・増築・改築）などにより取得したときに、その取得者に一度だけ課税される県の税金です。不動産の取得後、ある程度の期間をおいて納税通知書が送付されますので、指定された納期限までに納付する必要がありますが、農地等を生前一括贈与で取得した場合は、納期限までに地域県民局に徴収猶予の申請を行うことで不動産取得税の納付が猶予されます。

▼申請には戸籍謄本、農地法第３条の許可書の写し、農業委員会が交付する「不動産取得税の徴収猶予適格者証明書」などの書類が必要です。
▼農地等の生前一括贈与で徴収猶予を受けた場合は、３年ごとに徴収猶予継続届出書の提出が必要です。
▼贈与者または受贈者が死亡した場合には、届出により猶予された納税義務が免除されます。
詳しくは下記へお問い合わせください。



■問い合わせ先　中南地域県民局県税部課税第二課
☎３２－１１３１　内線２２７

出稼ぎする皆さんへ



～商工政策課からのお知らせ～

①出稼労働者手帳の交付を受けましょう

「出稼労働者手帳」は、出稼労働者としての身分証明書となるものです。
出発前には、必ず手帳の交付を受けましょう。
◆申請窓口　市役所新庁舎市民課、岩木・相馬各総合支所の民生課、各出張所

②健康診断を受けましょう

自分の健康状態をチェックしてから出発しましょう。
◆受診料　3,800円（受診料7,004円のうち、市が3,204円を負担しています）
◆受診場所　市内79か所の医療機関
◆検査項目　既往歴及び業務歴の調査、自覚症状及び他覚症状の有無の検査、身長・体重・視力・聴力の検査、胸部Ｘ線検査、血圧測定、血液一般検査、代謝系検査、肝機能検査、血中脂質検査、尿検査、心電図検査
※受診の際には「出稼労働者手帳」をお持ちください。また、検査結果がわかるまでに数日かかるものもあります。余裕をもって受診しましょう。なお、診断の結果、治療が必要とされたときの費用は自己負担になります。

■問い合わせ先　商工政策課就労支援係（市役所新館６階）
☎３５－１１３５

農地流動化情報

申出区分	整理番号	農地の所在	現況地目	利用状況	面積	希望価格	備考
売りたい	603	西城北二丁目 5－5	畑	野菜	1.91a	総額30万円	
	604	向外瀬二丁目 23－4	畑	休耕	1.25a	総額20万円	
	605	弥生字弥生平74	畑	休耕	26.74a	10a当たり10万円	貸借も可 10a当たり4,000円
	606	弥生字弥生平630 外３筆	畑	休耕	59.55a		
	607	十面沢字轡257	畑	保全管理	39.65a	交渉次第	貸借も可
	610	清野袋字岡部 357－1外1筆	田	水稲	17.31a	交渉次第	
	611	清野袋二丁目 11－12	田	枝豆	0.46a	交渉次第	
	612	高杉字山下 342－88外3筆	畑	りんご	41.53a	交渉次第	
貸したい	608	福村字堀合 71－12	田	更地	1.68a	10a当たり4,100円	
	609	福村字舘元 45－3外1筆	畑	更地	3.10a		

このほかの情報もありますのでお問い合わせください。

■取扱窓口及び問い合わせ先
①農業委員会農地係（市役所新館４階）☎４０－７１０４
②農業委員会岩木分室（岩木庁舎１階）☎８２－３１１１内線６１１
③農業委員会相馬分室（相馬庁舎１階）☎８４－２１１１内線８０５

農地転用には許可・届出が必要です！

農地は食料の重要な生産基盤であることから、宅地などの土地利用との調整を図りつつ確保していかなければなりません。そのため、農地転用には法律による規制があり、許可申請や届出といった一定の手続きが必要です。

農地転用に対する規制が強化されています

農地の減少を食い止め食料の安定供給を図るため、農地の転用規制が厳格化されています。

具体的には、集団的な農地であるかどうかの基準が厳しくなり、原則として転用ができない農地（第一種農地）が増加しました。また、転用が見込める農地（第三種農地）の基準も、これまで以上に厳格化されています。

このことから、以前転用許可された土地に類似する土地であっても、現在は許可できない場合もあります。

一時的なものも含め**宅地など農地以外に利用する場合には、事前に**転用したい農地の所在する農業委員会事務局、または農業委員に**ご相談ください。**

■問い合わせ先

【弘前地区】農業委員会農地係（市役所新館４階）
☎４０－７１０４
【岩木地区】農業委員会岩木分室（岩木庁舎１階）
☎８２－３１１１内線６１１
【相馬地区】農業委員会相馬分室（相馬庁舎１階）
☎８４－２１１１内線８０５



弘前市りんご産業イノベーション支援事業費補助金　《追加募集》

市では、りんご産業の維持発展に資すると考えられる「新たな」取り組みに対して、補助金を交付します。

労働力の確保、作業の軽減、効率化、高付加価値化などの革新的な取り組みについて、平成28年度の予算の範囲内で、追加募集を行います。

◆交付対象者

市内に住所を有し、組織及び運営に関する規約等がある２戸以上のりんご生産者で組織する団体、または市内の農地所有適格法人・農業協同組合・認定農業者・認定新規就農者のいずれか。

◆交付対象経費

外国人技能実習生受け入れに係る経費、異業種企業との連携によりりんご産業のイノベーションに資する設備設置や物品購入、システム開発、園地の賃借料及び収量補てんに係る費用など。

◆補助金の額

補助対象経費の２分の１に相当する額、または200万円のいずれか少ない額以内の額。

◆申込締切　12月2日（金）

■問い合わせ・申込先　りんご課りんご産業イノベーション担当（市役所新館６階）☎４０－７１０５

農地転用、その前に…

農振除外申出12月15日締切り

市では、農業振興のために利用・保全すべき土地を、『農用地区域』（耕作していない農地も含む）として設定しています。

この区域内の農用地を住宅用地や農業用施設用地（倉庫、資材置き場など）といった**耕作以外の目的に使用する場合は**、市が設定している区域から除外するなどの**手続きが必要**となります。

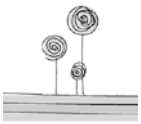
農振除外の手続きは、約６か月以上の期間を要します。

また、12月15日を過ぎますと、次回分は平成29年５月１日が締め切りとなる予定です。

なお、受付・相談は、**農用地の所在する各地区の担当課窓口**で行っています。

■問い合わせ先

【弘前地区】農業政策課計画推進係（市役所新館４階）
☎４０－７１０２
【岩木地区】総務課農林係（岩木庁舎１階）
☎８２－１６２１
【相馬地区】総務課農林係（相馬庁舎１階）
☎８４－２１１３



農業用軽油引取税免税証の交付申請について

中南地域県民局県税部では、平成29年に使用する農業用軽油引取税免税証の交付申請を次のとおり受付します。

申請書等の用紙は、中南地域県民局県税部及び農協各支店に用意してあります。申請が遅れると免税証の交付も遅れることになりますので、受付期間を必ず守り、必要書類を添えて申請してください。

＜交付申請の詳しいことは、農業ひろさき10月1日号をご覧ください＞

◆受付月日

◎11月24日（木）岩木地区・相馬地区にお住まいの方
◎11月25日（金）弘前地区にお住まいの方

◆受付時間　午前９時３０分～午後４時

◆受付場所　弘前合同庁舎（市内蔵主町４）本館２階「地域連携部会議室」

■問い合わせ先　中南地域県民局県税部課税第一課
☎３２－１１３１（内線２２８・２７８）

有料広告　有料広告